

がスタートしました

この「市町村合併問題」は「広報いわむる」などを通して、村民の皆様に広く、さまざまな情報提供を行っています。今回、1月29日、新潟市で第一回「新潟地域合併協議会」(法定協議会)が開催されましたので、その概要についてお知らせします。

市町村合併の行方 No.24

一緒に考えましょう。市町村合併



● 地域審議会の取扱いについて
地域審議会とは、旧市町村の区域を一つの単位として設置され、地元の要望、意見などを取り上げ、行政に反映されるべきかを審議し、必要に応じて市長に対する意見を述べることができます。

地域審議会の取扱いと 合併の見直しの進み方について

新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き岩室村域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。

したがって、合併した年度は、岩室村の現行の税率を適用しますが、その翌年度からは、新潟市の保険料率に統一することになります。この

● 国民健康保険料率・納期等の状況について

合併後の「国民健康保険料率・納期等の状況」の扱いは、これまでの間、関係市町村間で検討を重ねてきましたが、今回の合併協議会で次のとおりの調整方針案が示され、協議の結果、承認されました。また、「合併建設計画」(趣旨、新市の概要、各地域

同協議会の冒頭、会長には、これまでの「任意協議会」に引き続いて、篠田新潟市長が務めることができました。市議会議長が務めることが、互選によって決められました。そして、協議会の予算、会議運営の方法、今後の協議予定について審議、承認された後、各関係市町村の行政制度の見直し、法律改正への動向などを考慮し、これまでに合意された「各種事業事業」等における調整方針について、その修正案が事務局から示され、協議の結果、承認されました。また、「合併建設計画」

これままでに合併された「行政制度」等について

農業委員会の取扱いについて

の役割等)についても、記載内容の修正案があわせて示されました。以下、これらの中から、本村に関する内容を抜粋して紹介します。

◆ 保険料(税)率と賦課限度額の比較(平成15年度)		
区分	新潟市	岩室村
所得割	7.2 / 100	6.50 / 100
資産割	なし	25.30 / 100
均等割	20,700円 (被保険者1人当たり)	22,000円 (被保険者1人当たり)
平等割	30,300円 (1世帯当たり)	25,000円 (1世帯当たり)
限度額	530,000円	530,000円
医療給付費分		
所得割	1.15 / 100	0.90 / 100
均等割	7,800円 (被保険者1人当たり)	8,700円 (被保険者1人当たり)
限度額	80,000円	80,000円
介護納付金分		

とから、右記の表のとおり、税率の区分の内、今後は「資産割」がなくなりますので、これまで該当していた世帯では、その負担が軽減される傾向になります。

機関のことをいいますが、その設置期間、所掌事務、組織、任期等、その基本的事項については、これまでの協議で関係市町村の合意が得られていました。なお、現在、総務省の付属機関である「地方制度調査会」では、合併後の地方自治制度についても、これまでの協議で得られていました。このことは以前にもお知らせいたしました。

● 今後の区割り検討の進め方について

このことから、今後も引き続き「地域審議会の取扱い」について、それぞれ各地域の実情を十分に考慮し、かつ国への動向にも注目をしながら慎重に協議、検討を加えていきますので、その内容が決定次第、随時お知らせしていくことになります。

明会でも、新潟市との合併の後、「政令指定都市」になつた場合、将来の「区割り」はいつどのようになるのか

今後、以上のような検討作業を行いながら、合併後に設立される「行政区画審議会(仮称)」で審議、決定をしていきます。そして、最終的には、新市の議会で「行政区画設置条例(仮称)」の議決を行つていこになります。

合併協議会等の意見・要望を踏まえ、各種の「区割りパターン」の検討を行い、複数のパターンを作成、市町村長会議や各議会等で報告するとともに公表し、再度、住民からの意見を聞き、集約、報告、検討を行う。

農業委員会の4区域の内、2区域については、これまでの協議では、下記のとおりとしていましてが、その構成市町村と定数に関しても、それぞれの区域での修正案が示され、関係市町村で了解されました。

● 農業委員会の取扱いについて

の役割等)についても、記載内容の修正案があわせて示されました。以下、これらの中から、本村に関する内容を抜粋して紹介します。

農業委員会の取扱い		個人市町村民税の均等割
修 正 前	■ 新津市農業委員会、小須戸町農業委員会、横越町農業委員会及び亀田町農業委員会が所管する区域に、1つの農業委員会を設置し、選挙による委員の定数を30人とする。 ■ 白根市農業委員会、岩室村農業委員会、西川町農業委員会、味方村農業委員会、鴻東村農業委員会、月潟村農業委員会及び中之口村農業委員会が所管する区域に、1つの農業委員会を設置し、選挙による委員の定数を40人とする。	新潟市の制度に統一する。ただし、均等割については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、不均一の課税をする。この場合、合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く2年は500円加算した税額とする。
修 正 後	■ 白根市農業委員会、小須戸町農業委員会、横越町農業委員会及び亀田町農業委員会が所管する区域に、1つの農業委員会を設置し、選挙による委員の定数を27人とする。 ■ 岩室村農業委員会、西川町農業委員会、味方村農業委員会、鴻東村農業委員会、月潟村農業委員会及び中之口村農業委員会が所管する区域に、1つの農業委員会を設置し、選挙による委員の定数を28人とする。	新潟市の制度に統一する。ただし、均等割については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、不均一の課税をする。この場合、合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く2年は500円加算した税額とする。 なお、地方税法の改正により均等割の標準税率が統一され、新潟市と同率になった場合は、不均一課税を実施しない。